

京都市職員給与条例の一部を改正する条例(平成23年3月23日京都市条例第 64 号)

(行財政局人事部給与課)

病院事業の廃止に伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、平成23年4月1日から施行することとしました。

京都市職員給与条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年3月23日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 64 号

京都市職員給与条例の一部を改正する条例

京都市職員給与条例の一部を次のように改正する。

別表第1の4備考1中「病院（」を削り、「を含む。）」を「及び桃陽病院」に改める。

別表第1の9備考中「，京都市立病院長」を削る。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)